

指定障害児相談支援事業

「かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室」

利用契約書

甲（以下「利用者」という。）と、乙指定障害児相談支援事業所 かながわ地域活動ホームほのぼの相談支援室（以下「事業所」という。）とは、利用者及びその家族が事業所から提供される障害児相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者に対して必要な児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和__年__月__日から令和__年__月__日までとします。

2 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間満了日に変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に 同じ内容で更新されるものとします。

3 契約更新に異議のある利用者もしくは事業所は、契約満了日の3か月前までに相手方に対して文書により契約終了の申出をするものとします。この申出があったときは、本契約は期間満了の日をもって終了するものとします。

（障害児支援利用計画の作成）

第3条 事業所は、相談支援専門員に障害児利用計画の作成に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況、利用者及び家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）をします。

3 相談支援専門員は、障害児利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生

7 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業所等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見等を求めることとします。

4 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者

に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

（事業所の基本的義務）

第8条 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定障害児相談支援サービスを適切に行います。

2 事業所は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定障害児相談支援サービスを行います。

（事業者の具体的義務）

第9条（安全配慮義務） 事業所は、指定障害児相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 （説明義務） 事業所は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3 （守秘義務） 事業所及び相談支援専門員は、本契約による指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 （記録保存整備義務） 事業所は、指定障害児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

（事故と損害賠償）

第10条 事業所は、指定障害児相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業所は、指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

（契約の終了事由）

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

（1）利用者が死亡した場合

（2）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（3）事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（4）第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（5）第2条の契約期間が満了した場合。ただし、利用者と事業所の双方の同意があった場合については自動的に更新を可能とする。

（利用者からの中途解約）

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の10日前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第13条 利用者は、事業所もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本

契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 事業所もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業所からの契約解除)

第14条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第15条 利用者は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、横浜市福祉調整委員会及びかながわ福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(その他)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業所が署名又は記名及び捺印の上、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

家族 住所

氏 名 _____ 印 _____

続 柄

名 称 : 社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会
かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室
事業所住所 : 横 浜 市 神 奈 川 区 反 町 １ － ７ － ３
ARSビル3階

代表者氏名 : 理 事 長 竹 田 一 雄 印

かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室
指 定 障 害 児 相 談 支 援 事 業 所
管 理 者 木 下 久 幸